

沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）等 総点検報告書（素案）

【抜粋版：沖縄振興に関する各種制度の掲載箇所の例示】

※ 他部会所管分



令和元年7月
沖 縄 県

1 沖縄本島は地理的要因等により、多くの水道施設を抱えていることから、安全な
 2 水道水を将来にわたって安定的に供給するため、老朽化した施設の計画的な更新を
 3 進める必要がある。また、本県の上水道施設の耐震化率（平成29年度：25.8%）は
 4 全国（平成29年度：39.3%）と比較して低い状況であることから、老朽化施設の計
 5 画的な更新に併せて耐震化を進める必要がある。 **「高率補助制度」の記述**

6

7 **b 下水道の整備**

8 **（現状）**

9 下水道の整備については、昭和47年の本土復帰を契機に、沖縄振興開発特別措置
 10 法による高率補助制度などを活用して、その後の経済発展や都市化の進展に対応し
 11 た整備が進められてきた。

12

13 下水道処理人口普及率（以後、普及率）については、昭和47年度は16.5%と、全
 14 国の普及率18.5%を下回っていたが、復帰以降整備を進めてきた結果、昭和53年
 15 度に本県の普及率は29.2%に達し、全国の普及率26.6%を2.6ポイント上回った。

16 昭和59年には中城湾流域下水道事業（うるま市、沖縄市及び北中城村）が認可さ
 17 れ、昭和62年に具志川浄化センターが供用開始されるなど、下水道施設の整備が進
 18 み、昭和63年度の県の普及率は41.7%で全国の普及率40.5%を1.2ポイント上回っ
 19 ている。

20 その後も本県では下水道の施設整備を推進し、普及率は順調に上昇してきた。同
 21 様に、全国的にも下水道の整備が進み、平成5年度以降は、全国の普及率が沖縄を
 22 上回る水準で推移している。

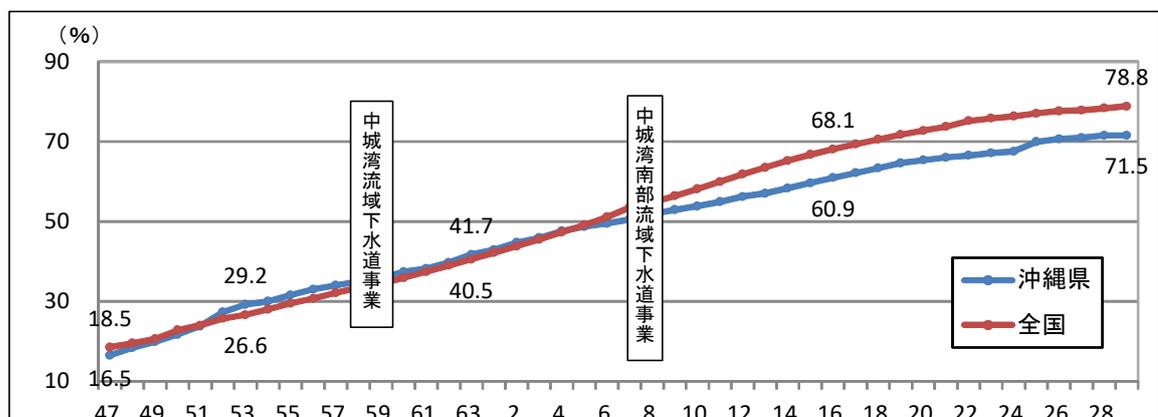
23 平成8年度には、新たに中城湾南部流域下水道事業（中城村、西原町、与那原町
 24 及び南城市）が認可され、平成14年には西原浄化センターが供用開始されるなど整
 25 備が進み、平成16年度の普及率は60.9%に達した。

26 その後も県では施設整備などを着実に実施し、平成29年度の普及率は71.5%と
 27 なったが、全国の普及率78.8%と比較して、7.3ポイント下回っている。

28 **【図表2-2-1-6-3】**

29

30 **【図表2-2-1-6-3】 下水道処理人口普及率の推移**



41 出典：沖縄県土木建築部

42

される昭和56年以前の建築物が34%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約75%と被害が大幅に減少していた。

これを受けて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が平成8年4月に施行された。本県でも「沖縄県耐震改修促進計画」を平成11年に策定し、普及・啓発や相談窓口の設置、技術者の育成、耐震診断・改修に係る助成・支援などを行い耐震化を促進している。

特に、学校や庁舎、公民会館などの公共施設等は、多数の利用者が見込まれるほか、地震発生の際には災害応急対策の実施拠点や避難場所・避難所になるなど、防災の拠点としても重要な役割を果たしている。

「高率補助制度」の記述

公立学校施設については、全国的な大規模災害を背景に、文部科学省から早期耐震化の方針が示されたほか、沖縄振興特別措置法による高率補助制度を活用し耐震化を推進している。

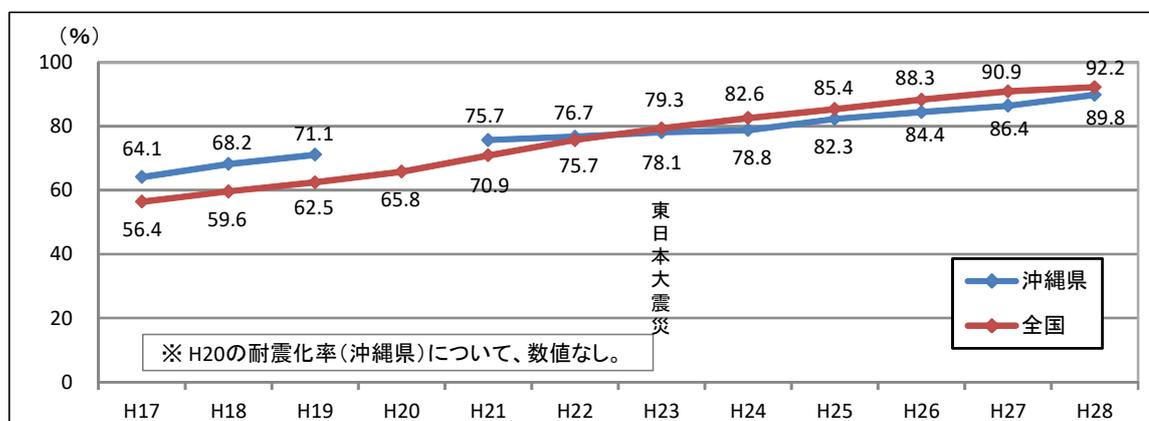
平成15年4月1日時点の公立学校の耐震化率が、小中学校49.7%、高等学校74.0%、特別支援学校58.4%であったのに対し、平成30年4月1日時点の耐震化率については、小中学校91.4%、高等学校98.3%、特別支援学校100.0%と大きく改善されている。

学校などの文教施設も含めた庁舎などの「防災拠点となる公共施設等」においては、一層の耐震化を促進するため、既存耐震不適格建築物（昭和56年以前の建築物）について、診断結果の報告を求めている。

平成17年度の防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、沖縄県が64.1%、全国が56.4%となっている。沖縄県の値が全国の値を7.7ポイント上回っていたが、平成23年度には沖縄県78.1%、全国79.3%となり、全国値を1.2ポイント下回った。

上述のとおり公共施設等の耐震化を推進した結果、平成28年度の沖縄県の耐震化率は89.8%と平成17年度と比較して25.7ポイント改善されたものの、全国の耐震化率92.2%を若干下回った。【図表2-2-1-7-5】

【図表2-2-1-7-5】 防災拠点となる公共施設等の耐震化率



出典：沖縄県知事公室

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

(課題)

学校や庁舎、公民館などの公共施設については、災害発生時に防災拠点となることから、使用できなくなる事態を防ぐため、引き続き現行の耐震基準を満たしていない施設の耐震改修等を推進する必要がある。

また、橋梁を始めとする交通インフラ施設は、本土復帰以降、集中的に整備が進んだため、近い将来、一斉に老朽化が進行し、耐震基準を満たさない施設が増大すると考えられる。このため、橋梁を始めとする交通インフラ施設については、修繕や架け替えと並行し、耐震補強を加速する必要がある。

「沖縄振興税制」の記述

(3) 航空機燃料税の軽減措置

(目標及び概要)

航空機燃料税の軽減により路線の確保及び航空運賃の低廉化を図り、沖縄県における観光リゾート産業の振興や国際物流拠点の形成を推進するための制度として創設された。

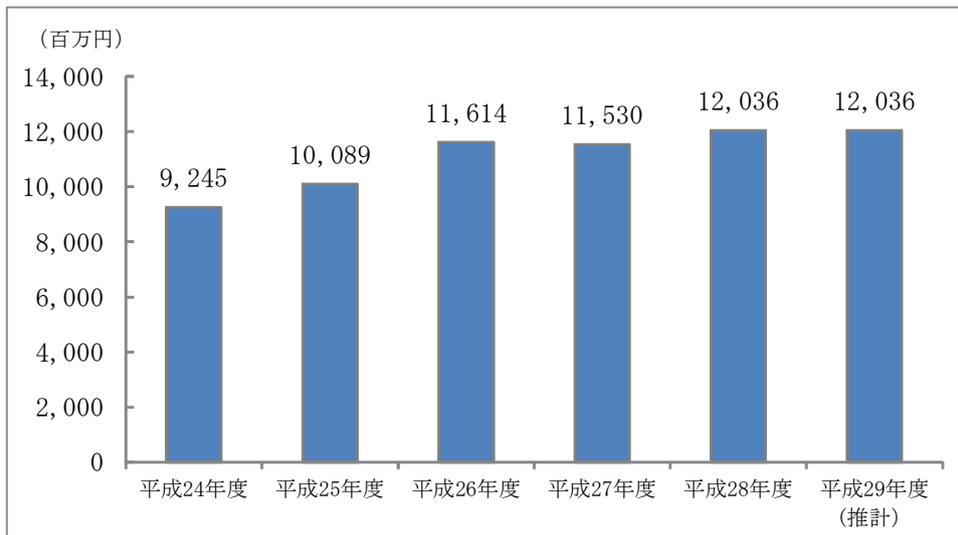
<p>優遇措置の概要 (航空機燃料税の軽減)</p>	<p>対象となる沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を、1キロリットルにつき9,000円に軽減する。</p> <p>本 則：26,000円/kℓ 全国特例：18,000円/kℓ (全路線) 全国特例：13,500円/kℓ (一部の離島路線) 沖縄特例：9,000円/kℓ</p>
<p>対象路線</p>	<p>1 沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機 2 沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機</p>

※上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

(活用実績及び効果)

沖縄路線の増加により軽減額も増加傾向にある。直近では120億円程度が軽減されており、沖縄振興税制の中で最も軽減額が大きい制度となっている。

【図表3-3-2-8】 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税軽減額実績



※平成29年度は沖縄県文化観光スポーツ部による推計値

出典：「税務統計」(国税庁)

航空機燃料税の軽減により、沖縄路線の旅客航空運賃の単価(円/km)は他路線と比べて低くおさえられており、観光客の誘致に資する制度となっている。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41

【表3-3-2-9】 航空運賃（旅客）に対する影響

路線	区間距離	航空運賃	円/km
羽田－那覇	1,687km	46,090円	27.3
羽田－札幌	894km	37,790円	42.3
羽田－福岡	1,041km	41,390円	39.8

(課題及び今後の方向性)

国内観光客のリピーター率が年々上昇しているため、新たな顧客層の開拓に向け、本制度をインセンティブとして離島と本土を結ぶ航空路線の拡充を促していく。

(4) 沖縄特例通訳案内士

(目標及び概要)

沖縄における観光ニーズの特殊性や外国人環境客の受入体制充実の重要性に鑑み、総合特別地域として指定を受けた地域と同様に通訳案内士等を補完するガイドの存在が必要であることから、総合特別地域における通訳案内士法の特例として同様の制度的に枠組みを構築することにより、通訳案内士等を補完しつつ全体として沖縄観光の振興を図る制度として創設された。

対象地域	沖縄県内全域
措置の概要	沖縄特例通訳案内士は、一定の研修を終了した者が報酬を得て通訳案内を行うことが可能であるが、全国制度においては、資格の取得には試験の合格が必要とされている。
研修を実施する地域	沖縄本島地域、宮古地域、八重山地域
対象言語	英語、中国語、韓国語

平成30年1月4日に改正通訳案内士法が施行され、これまで沖縄振興特別措置法等の各種特例法等に基づき特例的に認められてきた地域ガイド制度が、全国的な統一制度「地域通訳案内士制度」として新たに創設されたことにより、沖縄振興特別措置法から沖縄特例通訳案内士制度に関する規定が削除された。

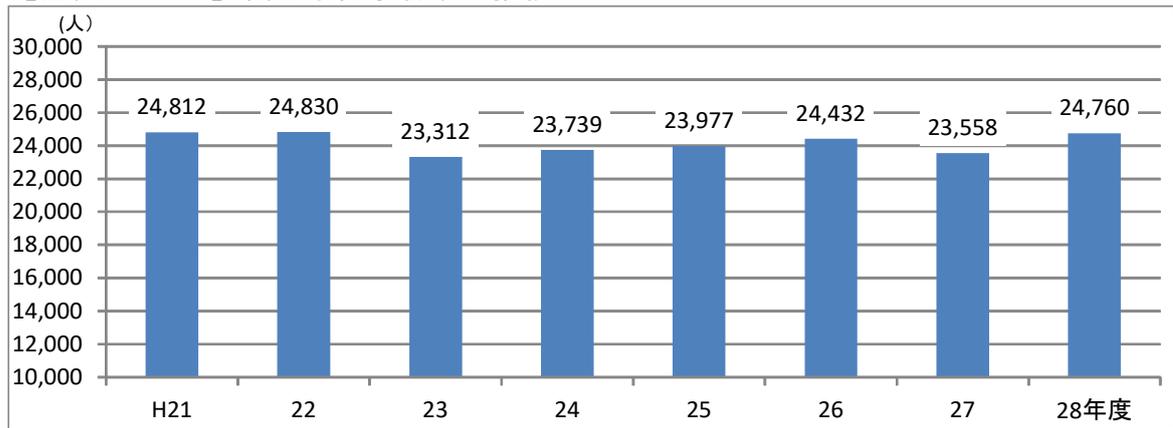
(活用実績及び効果)

外国人観光客の増加による通訳案内士の不足に対応するため、平成25年度から平成29年度までに、合計413人の沖縄特例通訳案内士を育成した。これにより、外国人観光客の量的拡大や、多様化・高度化するニーズに対する受入体制の強化が図られ、通訳案内士不足の解消に一定の成果を上げた。

また、沖縄限定通訳案内士は、沖縄の地理、歴史、文化、さらに産業、経済、政治といった分野に至る幅広い知識、教養をもって沖縄を紹介することで沖縄への理解を深めてもらう重要な役割を担っており、外国人観光客の満足度や再訪意識の向上にも寄与した。

1
2

【図表3-3-9-2】 製造業従事者数の推移



3 出展：沖縄県企画部「沖縄県工業統計調査」

4

5 ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成に向けては、これまで重点的に取り組
6 んできた地域資源活用による付加価値の高い製品開発や、ものづくり基盤技術の高度
7 化、人材育成、サポーター産業の育成、県産原材料の自給率の向上等を図るとと
8 もに、産業の持続的発展に必要な水資源やエネルギーの安定供給を図る必要がある。

9 このため、ものづくり産業の戦略的展開、県産品の販路拡大と地域ブランドの形
10 成、安定した工業用水・エネルギーの提供等に取り組む必要がある。

11

「沖縄振興税制」の記述

12 ア ものづくり産業の戦略的展開

13 (成果等)

14 ものづくり産業の戦略的展開のため、付加価値の高い製品開発及び事業化の促進、
15 ものづくり基盤技術の高度化とサポーター産業の振興、原材料の確保及び高品質
16 化の推進、ものづくり先進モデル地域の形成に取り組んだ。

17

18 付加価値の高い製品開発及び事業化の促進については、県内事業者を中心とする産
19 学官等の連携による、地域資源を活用した付加価値の高い製品開発に対し、試作品開
20 発や市場調査等に係る経費の一部を補助し、魅力的な商品の創出を支援した。

21 中小企業に対する支援として、技術開発や製品開発への補助等を行い、新たな製品
22 が実用化され海外販路に結びついた。また、経営基盤強化や持続的発展に資するプロ
23 ジェクトに対する費用の助成や経営支援を行ったことで、販売額や新規雇用の増加に
24 つなげた。さらに、中小ものづくり企業の資金調達法の多様化を図るため、沖縄もの
25 づくり振興ファンドを設立し、成長可能性の高いプロジェクトに対して投資を行うな
26 ど、企業の技術革新や県外・海外への事業展開等を促進した。

27

28 ものづくり基盤技術の高度化とサポーター産業の振興については、製品の製造
29 に必要な装置の開発などの、ものづくり基盤技術を蓄積するため、技術開発プロジェ
30 クトを実施してハンズオン支援を行い、県内製造業の技術力向上に取り組んだ。めっ
31 き等の表面処理体制の構築に向けては、技術・設備の導入や環境配慮について有識者
32 を交えた検討会を重ね、実現可能な事業展開の検討を行った。また、人材の育成・確

1 保に向け、若手から中堅技術者に対して、付加価値を有する金型設計等に係る研修を
2 実施することで、高度な技術と専門知識の習得を図った。さらに、次世代の担い手と
3 なる県内工業高校の生徒等を生産現場へ派遣することでサポーター産業の現状の
4 共有と意識付けを行い、企業ニーズに合った人材育成の素地を作ることができた。

5 産業高度化・事業革新促進地域制度（産業イノベーション制度）においては、税の
6 軽減措置等の制度活用に向けた措置実施計画の認定数が着実に増加し、製品の開発力
7 や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等に資することができた。
8

9 原材料の確保及び高品質化の推進については、工芸品に係る原材料の確保に関する
10 取組として、工芸従事者とのネットワークを構築するため産地組合等へヒアリングを
11 行い、現状と課題の把握に努めるとともに、芭蕉糸の生産技術者の育成と糸芭蕉の栽
12 培技術の研究を行った。工芸従事者の確保については、後継者育成事業に対する産地
13 組合への補助や、高度な技術者を養成するための研修事業の実施、工芸縫製品等の製
14 造技術者の養成等を行い、工芸人材の育成を図った。

15 これらの取組を行ってきたが、工芸品生産額については、平成29年度に40.2億円と
16 なっており、工芸品の製造に必要な良質な原材料の不足と後継者不足などから、基準
17 値より下回っている。

18 県産農林水産物の高品質化については、サトウキビの新品種育成やマンゴーの鮮度
19 保持技術、オキナワモズクの安定した芽出し条件の検証等の研究開発等を行うこと
20 で、安定生産に係る技術開発を進めた。また、農林漁業の6次産業化については、商
21 品開発支援講座や、加工に必要な機械等の整備の補助を行うとともに、開発した商品
22 のPRやテストマーケティング等の場となる「おきなわ島ふ〜どグランプリ」を開催
23 した。これにより、新商品の完成、商談会やテストマーケティングによる販路獲得や
24 等の成果が上がるとともに、優秀味覚賞やモンドセレクションを受賞した商品が生ま
25 れた。

26
27 ものづくり先進モデル地域の形成については、県内ものづくり産業の集積によるも
28 のづくりの先進モデル地域を形成するため、国際物流拠点産業集積地域における、賃
29 貸工場等の施設整備を始め、固定資産取得費用等への助成制度等に取り組んだ。ま
30 た、企業集積のための税制優遇制度である国際物流拠点産業集積地域制度について
31 は、制度の周知や、税理士会と連携したワンストップ相談窓口の設置による活用促進
32 に取り組んだ。

33 これらの取組などにより、臨空・臨港型産業における新規立地企業数については、
34 平成29年度に178社となっており、各種誘致施策等により基準値より前進はしている
35 が、高付加価値の製造業を下支えするサポーター産業の集積が不十分であること
36 から、引き続き目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

「沖縄振興税制」の記述

1 【主要な関連制度】
 2 (1) 産業高度化・事業革新促進地域
 3 (目的及び概要)

4 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最
 5 高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の
 6 創出において高い優位性・潜在性を有している。

7 このため、製造業等において設備投資や研究開発等を促し、産業高度化及び事業革
 8 新を促進することで民間主導の自立型経済の構築を図ることを目的として、平成24年
 9 度に産業高度化地域制度を廃止し、本制度が創設された。

10		対象地域	沖縄県内全域
11		12 13 14 15 16 17 18 19 対象事業	①製造業
12			②道路貨物運送業
13			③倉庫業
14			④こん包業
15			⑤卸売業
16			⑥デザイン業
17			⑦機械設計業
18			⑧経営コンサルタント業
19			⑨エンジニアリング業
20			⑩自然科学研究所
21		⑪特定の電気業	
22		⑫商品検査業	
23		⑬計量証明業	
24		⑭研究開発支援検査分析業	
25		⑮機械修理業	
26		⑯非破壊検査業	
27		※⑮及び⑯は融資制度のみ対象。	
28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42	優 遇 措 置 の 概 要	国税	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る 取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超）の 場合、一定割合（建物・建物附属設備：8%、機械・装 置、器具・備品：15%）を法人税額から控除できる（ただ し、控除額は法人税額の20%以内、対象となる投資額は20 億円が上限。超過する部分は4年間繰越可能。）。
		(法人税、 所得税)	
		①投資税額控除	
		②特別償却	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る 取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超）の 場合、普通償却限度額に加えて、取得価額に一定割合（建 物・建物附属設備：20%、機械・装置、器具・備品：34 %）を乗じた額を償却できる（ただし、対象となる投資額 は20億円が上限。特別償却不足額が生じた場合は1年間繰 越可能。）。
	地方税	③不動産取得税 の免除	対象事業の用に供する設備であって、取得価額の合計額 が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷 地である土地（取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の 建設の着手があった場合に限る。）に対して課する不動産 取得税を免除する。
		④事業税の免除	対象事業の用に供する設備であって、取得価額の合計が 1,000万円を超える（機械及び装置並びに器具及び備品で、 これらの取得価額の合計額が500万円を超える）場合、対象 設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又 は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日

1			から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
2			
3			
4		⑤固定資産税の免除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超（機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを含む。）の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。
5			
6			
7			
8			
9		⑥事業所税の軽減	那覇市において、対象施設に設置される機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上（建物等は1億円以上）の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。
10			
11			
12			
13	その他	⑦融資	貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。
14			

※上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

（活用実績及び効果）

税制優遇措置活用の前提となる産業高度化・事業革新措置実施計画の認定状況は、平成24年度から平成29年度までの6年間で累計363件（年度平均約60件）であった。

業種別でみると、製造業の240件が最も多く、次いで電気業82件、卸売業26件となっている。また、地域別では中部地域174件、南部地域108件、北部地域42件の順で多くなっている。

【表3-3-9-3】 産業高度化・事業革新促進措置実施計画の認定状況 業種別（単位：件、社）

業 種		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
製 造 業 等	製造業	20	(19)	32	(29)	45	(32)	56	(33)	50	(39)	37	(34)
	道路貨物運送業	0	-	2	(2)	1	(1)	1	(1)	1	(1)	1	(1)
	倉庫業	1	(1)	1	(1)	3	(2)	0	-	0	-	1	(1)
	こん包業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	卸売業	2	(2)	1	(1)	3	(3)	10	(10)	4	(3)	6	(3)
産 業 高 度 化 促 進 事 業	機械修理業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	デザイン業	0	-	0	-	1	(1)	0	-	0	-	0	-
	機械設計業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	経営コンサルタント業	0	-	0	-	0	-	1	(1)	0	-	0	-
	エンジニアリング業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	非破壊検査業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	自然科学研究所	0	-	1	(1)	0	-	0	-	0	-	0	-
	電気業	4	(1)	15	(1)	23	(4)	14	(1)	17	(5)	9	(3)
	商品検査業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	計量証明業	0	-	1	(1)	0	-	0	-	0	-	0	-
研究開発支援検査分析業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
合 計		27	(23)	53	(36)	76	(41)	82	(46)	72	(48)	54	(41)

※括弧内は企業数等。一部業種において認定企業に重複があるため、合計と一致しない箇所あり。

※平成29年度に2業種分の計画を1つにまとめて作成した企業が1社あったため、業種別で分けて記載すると、実際の計画認定件数より1件多くなる。

【表3-3-9-4】 産業高度化・事業革新促進措置実施計画の認定状況 地域別 (単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
北 部	2	7	10	11	8	4	42
中 部	10	21	37	41	38	27	174
南 部	10	21	17	24	17	19	108
宮 古	3	1	6	3	3	4	20
八重山	2	3	6	3	6	0	20
合 計	27	53	76	82	72	54	364

※平成29年度に2地域にまたがる計画を1つにまとめて作成した企業が1社あったため、地域別で分けて記載すると、実際の計画認定件数より1件多くなる。

税制優遇措置については、平成24年度税制改正により対象地域が県内全域に広がったことや、平成26年度税制改正で活用要件が緩和されたこと等により、活用件数は徐々に増加している。特に固定資産税の免除については年間100件を超えるまで増加した。

【表3-3-9-5】 産業高度化・事業革新促進地域における税制優遇措置の活用実績

(単位：件、百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
投資税額控除	6	201	25	561	31	354	27	392	20	299	23	440
特別償却	2	29	5	146	4	86	4	46	3	18	7	189
事業税	30	50	31	263	33	358	44	371	47	462	43	407
不動産取得税	8	10	5	18	15	90	26	89	17	59	16	14
固定資産税	71	162	58	697	51	576	94	615	122	841	132	773
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0
法人住民税	8	40	30	103	35	65	31	55	23	39	30	62
個人住民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	125	492	154	1,788	169	1,529	226	1,568	233	1,721	251	1,885

※法人住民税は、投資税額控除又は特別償却による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

出典：国税の件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

法人住民税の件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）から国税の適用

件数を引用。適用額は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）

個人住民税については把握できないため「-」とした。その他の地方税は沖縄県調べによる実績値。

これら優遇措置を活用した設備投資により、県内企業では生産性の向上や新たな製品の製造等につながっており、他のものづくり振興策の成果も相まって、沖縄県の製造品出荷額（石油・石炭除く）は増加してきている（図表3-3-9-1参照）。

【税制優遇措置を活用した産業高度化及び事業革新の事例】

事例①：A社（鉄鋼製品卸売業）

活用状況：投資税額控除

設備投資内容：工場、建物附属設備、機械・装置

税制の影響：税制優遇措置が契機となり、工場建設の投資に踏み切った。新規設備により作業動線が効率化し、取扱量も2倍に増加した。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41

事例②：B社（食料品製造業）

活用状況：投資税額控除

設備投資内容：機械・装置

税制の影響：税制優遇制度があることで設備投資を行った。設備投資により生産の自動化が進み、生産量が約1.3倍に増加した。また、独自の商品開発が可能となったため、今後は新商品の開発・製造を行う予定である。

（課題及び今後の方向性）

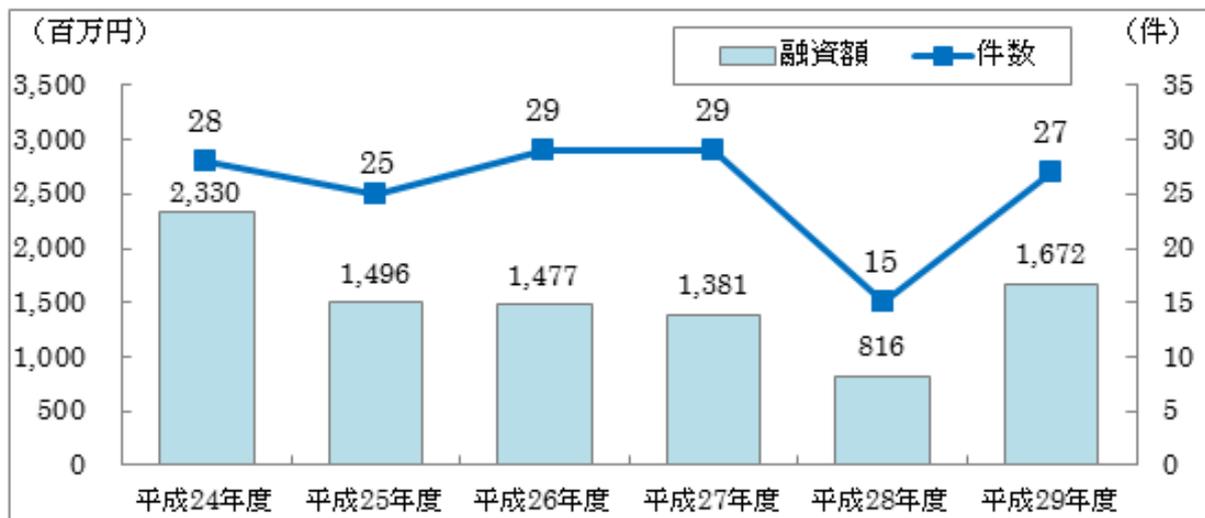
県内において付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出を図るためには、製造業をはじめとした幅広い産業の集積・振興を図る必要があるが、いまだ認定実績のない業種が存在するため、沖縄県産業振興公社など関係機関と連携して制度の周知等に取り組む。

県内全域において産業高度化及び事業革新を一層推進し、生産性を向上させるため、製造業等の少ない離島圏域において控除率を引き上げることや、正規雇用者数及び正規雇用率等を勘案した控除率の引上げ等についても検討する。

（沖縄振興開発金融公庫の融資制度）

沖縄振興開発金融公庫において産業高度化・事業革新促進地域内で製造業等又は産業高度化促進事業を営む者を対象に、通常の融資制度と比べて低利の融資制度（国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付）を整備している。平成24年度から平成29年度までの6年間で累計153件、91億7,200万円が活用されており、本制度は産業高度化及び事業革新促進に寄与している。

【図表3-3-9-6】 沖縄振興開発金融公庫の国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付（産業高度化・事業革新促進地域内）による融資実績



出典：沖縄振興開発金融公庫

1
2 (2) 公平な教育機会の享受に向けた環境整備

3 島しょ圏沖縄において、教育に係る負担軽減の取組や学習環境の向上を図るなど、
4 全ての県民が地理的・経済的要因等に左右されない教育を享受できる環境を構築する
5 とともに、県民一人ひとりが自主的に生涯を通じた学習に取り組み、その学習の成果
6 を社会生活に生かすことが可能な社会を目指し、各種施策を展開した。

7
8 【「目標とするすがた」の状況等】

9 各種の施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基
10 準年と比較し、「地理的、経済的要因等に左右されない公平な教育機会が確保されて
11 いること」は1.9ポイント増加、「生涯を通して学習する機会が得られていること」は
12 5.2ポイント増加し、県民満足度が向上している。

13
14 <目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
地理的、経済的要因等に左右されない公平な教育機会が確保されていること	18.0% (H24年県民意識調査)	19.9% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
生涯を通して学習する機会が得られていること	16.1% (H21年県民意識調査)	21.3% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

21
22 公平な教育機会の享受に向けた環境整備に向けては、地理的、経済的要因等に左右
23 されない教育環境を整備するため、教育に係る負担の軽減や子どもたち一人ひとりに
24 対するきめ細かな指導に努めるほか、生涯学習社会の実現に向け、県民のライフス
25 テージに応じた学習環境の整備を推進する必要がある。

26 このため、高校未設置離島出身の高校生や就学困難な生徒等に対する教育に係る負
27 担軽減を拡充するとともに、情報通信技術を活用するなど離島・へき地等における教
28 育・学習環境の整備を図る必要がある。

29 また、生涯学習講座の内容の更なる充実を図るとともに、学習情報を広く提供する
30 など生涯学習機会・体制の充実を図る必要がある。

31 「沖縄振興交付金制度」の記述

32 ア 教育機会の拡充
33 (成果等)

34 地理的、経済的要因等によって幼児児童生徒らの教育を受ける機会が損なわれない
35 よう、教育に係る様々な負担の軽減等を図ることにより、教育機会を拡充するための
36 取組を行った。

37
38 進学・教育活動等に係る負担軽減については、離島からの進学に伴う家庭や生徒の
39 負担軽減を図るため、高校未設置離島出身の高校生に対し、居住・通学に要する経費
40 を補助することで保護者の精神的・経済的な負担を軽減した。

41 また、一括交付金(ソフト)を活用し、寄宿舎と交流機能を併せ持った「沖縄県立
42 離島児童生徒支援センター」を那覇市東町に整備し、平成28年1月に開所した。

これらの取組などにより、学生寮等の受入数は、基準値の647人から平成29年度には736人となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

離島・へき地等の教育・学習環境の整備については、へき地校では複式学級の割合が高く、児童が教師から直接指導を受ける時間が単式学級の半分程度となっていることなどから、教育環境を改善するため、一括交付金（ソフト）を活用し、8名以上の児童で構成される複式学級に非常勤講師を派遣した。

非常勤講師を派遣したことにより、きめ細かな指導や教材準備・研究の改善、児童の理解・集中力の向上等の効果が得られた。

8名以上の児童で構成される複式学級のうち、非常勤講師が派遣されている学級の割合は、平成29年度には対象学級42学級中40学級の95.2%となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

また、離島・へき地における高校進学に不利な状況を改善するため、平成24年度から平成26年度まで6町村9中学校へ学習支援員を配置し、中学3年生を対象に学習支援を行った。

さらに、読書環境の充実を図るため、図書館未設置町村における移動図書館、一括貸出、協力貸出等による児童生徒等への読書サービス支援を行ったほか、離島・へき地における教育・学習環境の整備、教育の情報化を図るため、情報通信環境の整備に取り組んでいる。

就学継続が困難な生徒等に対する支援については、経済的理由によって就学が困難な小・中学校の児童・生徒及び高校生等が、公平な教育機会を受けられるよう、小・中学校の児童・生徒については、生活保護法に規定する要保護者及び準要保護者に対して学用品費や学校給食費等を補助し、県立高校生については、奨学金を貸与した。

また、私立高校に通う生徒については、世帯の収入に応じて就学支援金、学び直し支援事業費補助金、奨学のための給付金を交付したほか、学校が実施した授業料減免に係る経費を補助した。

さらに、通信制の高校生については、教科書等の経費を補助するなど、教育に係るセーフティネットの充実を図った。

義務教育等未修了者支援については、戦中戦後の混乱により義務教育を修了できなかった者のうち、学習機会の提供を希望する者に対して、NPO法人等の民間教育施設により学習支援を行った。

平成24年度から平成29年度までの6年間で延べ120人が受講し、41人が卒業した。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
学生寮等の受入数	647人 (H24年度)	736人 (H29年度)	782人
8名以上の児童で構成される複式学級のうち、非常勤講師が派遣されている学級の割合	0% (H23年度)	95.2% (H29年度)	100%